

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会（以下「環境安全委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定め、もって東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業について、住民代表、行政、専門家及び日本環境安全事業株式会社が、事業運営に関する情報を共有し、相互に意見交換をすること等により、安全で信頼される事業推進を図ることを目的とする。

(討議事項)

第 2 条 環境安全委員会は、次の各号に掲げる事項について討議する。

- 一 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設（以下「東京 P C B 廃棄物処理施設」という。）の操業に関する事項
- 二 東京 P C B 廃棄物処理施設に係る環境の調査に関する事項
- 三 前各号に掲げる事項のほか、東京 P C B 廃棄物処理施設の安全の確保及び生活環境の保全に関する事項

(環境安全委員会)

第 3 条 環境安全委員会は、住民代表、専門家、江東区、東京都等で構成する 15 名以内の委員をもって組織する。

2 環境安全委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。

(委員)

第 4 条 委員は、日本環境安全事業株式会社社長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とする。

(招集等)

第 5 条 環境安全委員会の開催は、委員長が日本環境安全事業株式会社と協議のうえ招集する。

2 委員長は、第 2 条に規定する討議事項に関連して、必要に応じ関係する学識経験者に説明又は意見を求めることができる。

3 日本環境安全事業株式会社は、環境安全委員会における第 2 条各号の討議内容を踏まえ、適切に対処するとともに、その結果について環境安全委員会に報告するものとする。

(活動状況の公開)

第6条 環境安全委員会は、その活動状況に関する情報を住民に対し公開するものとする。

(雑則)

第7条 環境安全委員会の事務局は、日本環境安全事業株式会社東京事業所に置く。

2 この要綱に定めるもののほか、環境安全委員会の議事運営上必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月 日から施行する。